

# 回 覧 令和4年6月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

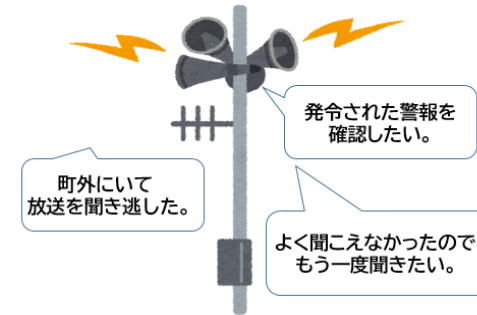
- | 【分類】  | 【No.】  | 【内容】  |                              |
|-------|--------|---|------------------------------|
| 〈重 要〉 | 1      | ◆新型コロナウイルスと社会経済活動(町長メッセージ⑳)                             |                              |
|       | 2      | ◆参議院議員通常選挙の期日前投票会場をお知らせします<br>◆動物の愛護について                |                              |
| 〈募 集〉 | 3      | ◆三股町成人式(仮称)の実行委員を募集しています<br>◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します       |                              |
|       | 4      | ◆令和4年度の自衛官などの募集を行います                                    |                              |
|       | 5      | ◆手話奉仕員養成講座(入門課程)の受講生を募集します<br>◆「日本語サポーター」ボランティアを募集します   |                              |
|       | 6      | ◆わくわく教室「韓国語教室2」・「ヨガ&ピラティス教室」の受講生を募集します                  |                              |
|       | 7      | ◆都城高専教養講座「刃物と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します<br>◆女性消防団員を募集します |                              |
|       | 〈お知らせ〉 | 8   | ◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります |
|       |        | 9   | ◆屋外・屋内でのマスク着用についてお知らせ        |
| 10    |        | ◆長田・梶山・宮村に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています                      |                              |



## 防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417  
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも  
同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係  
☎ 52-1110 (直通)

- | 【分類】            | 【No.】 | 【内容】  |
|-----------------|-------|---|
| 〈お知らせ〉          | 11    | ◆令和4年度共同募金助成金の要望を受け付けています<br>◆6月23日(木)~29日(水)は、「男女共同参画週間」です |
|                 | 12    | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています                                |
|                 | 13    | ◆災害に備えて準備をしましょう   |
|                 | 14    | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します                                  |
|                 | 15    | ◆ブロック塀などの除却費用を補助します   |
| 〈保健と福祉〉<br>(一般) | 16    | ◆新型コロナワクチン接種を1回も受けていない人へお知らせです                              |
| 〈農林畜産業関連〉       |       | ◆畜産農家の皆さんへ<br>毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です                    |
|                 | 17    | ◆7月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします                               |
| 〈相 談〉           | 18    | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します<br>◆「行政相談」を実施します                        |
|                 | 19    | ◆「人権相談」を実施します<br>◆「無料法律相談」を実施します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています     |



## ◆新型コロナウイルスと社会経済活動(町長メッセージ⑳)

5月下旬から今月にかけて、感染者数は全国的に減少しつつあり、本県も同様に病床使用率も改善に向かいつつあります。本町では、教育・保育施設や小中学校での感染者増で休園や濃厚接触者として休職せざるを得ない状況が続いていましたが、ようやく落ち着きを見せ始めています。ただ、若い世代のワクチン接種率が低いことから、これらの世代に感染者が多く見られるところです。現在、4回目の接種も準備を進めています。コロナ対策は、長期戦で with コロナのステージになった感があります。

## ・コロナとの共生ステージへ

先般、本町の5月の風物詩「まちドラ！」を従前の形に感染対策を施し、3年ぶりに開催しました。にぎわいと交流が果たせ素晴らしい3日間となりました。コロナとの共生ステージでは、コロナ対策と同時に社会や経済を回すことが重要です。「以前の日常」に向かって、コロナ対策のもと仕事はもちろん、行事やイベントなど人の交流を増やし、地域経済が活性化することが必要です。そのためには、社会経済・消費活動を通じてお金が循環することです。一人ひとりが基本的な感染対策を継続しながら、積極的に街に出かけましょう。

## ・町の活性化は人の交流から

今月は、「みまたモノづくりフェア2022～つくりびとのかたち～」を6月17日から3日間開催します。町武道体育館での展示販売でこちらも3年振りです。町内外からの多くの来場を期待しています。一方、先日から県民総合スポーツ祭が県内64会場で開催され、本町の武道体育館が銃剣道の会場となり熱戦が展開されました。2027年の国民体育大会(国民スポーツ大会)宮崎大会では、銃剣道大会の本会場となることから床改修などの環境整備に取り組んでまいります。この圏域では、7月からは、六月灯や夏祭りなどのイベントが各地で目白押しです。感染対策に配慮し、できるだけ開催の方向で検討いただくことを期待しています。「街の活性化は人の交流から」と言いますから。

## ・屋外では、原則としてマスク不要

夏日(25℃以上)から真夏日(30℃以上)になりつつあり、熱中症が気になる時期を迎えます。先月の天気の良い暑い日、子どもたちが屋外でマスクをして運動しているのを見て、少し不安を覚えました。そのような中、厚生労働省から「屋外・屋内でのマスク着用について」のパンフレットが届きました。「屋外では、人との距離(2m以上)

が確保できる場合や、距離が確保できなくても会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。」とのことです。習慣となったマスクを外すのは、若干抵抗があるかもしれませんが、熱中症防止のため励行しましょう。児童生徒も同様の取り扱いとなり安心しました。ただ、マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。

## ・「医療緊急警報」から「医療警報」へ

県は、感染状況が落ち着き始めており、病床使用率が低くなったことから「医療緊急警報」から「医療警報」へ移行しました。発令期間は、6月6日(月)から当面の間としています。このことにより、会食での行動要請が変更されました。従来の飲食店で1卓4人以下、2時間以内の要請が、「ひなた飲食店認証店を利用する場合は、この制限は撤廃し、「大人数、長時間は控えて」に変わります。認証店以外は、これまで通りです。両者とも、テーブル間の移動は控えましょう。高齢者施設の面会については、ガラス越しやオンラインでの面会に制限していましたが、「感染防止対策を徹底の上、人数を最小限で」に変わりました。

## ・4回目の接種と未接種者へのお願い

町では、国の指針に基づき 4回目の接種を60歳以上の人と18歳以上60歳未満で基礎疾患のある人、重症化リスクが高いと医師が認める人を対象者としています。3回目の接種を終えた人に接種案内を順次発送していきます。接種方法は、集団接種と個別接種で、それぞれ集団接種は多目的スポーツセンターで7月27日から、個別接種は7月から開始します。今まで1回も接種していない人へのワクチン接種については、個別接種で対応していますので、町のコロナワクチンコールセンターへ問い合わせをお願いします。「自分を守り、大切な人を守るため」4回目の接種にもご協力をお願いします。(町コロナワクチンコールセンター ☎51-5670)

終わりに、第6波の収束を願うとともに、社会経済活動の活性化を期待して町長メッセージとします。なお、原油価格・物価高騰に対する町民の「生活者・事業者支援対策」については、早急に町議会に上程する予定で検討を進めているところです。

令和4年6月8日

三股町長 木佐貫 辰生

## ◆参議院議員通常選挙の期日前投票会場をお知らせします

今年予定されている参議院議員通常選挙の期日前投票の会場をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、密を避け、スペースを確保するために、昨年度から会場を変更して実施しています。

なお、選挙日程は、決定次第、入場券の送付や町内放送、看板の設置などでお知らせします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### ■期日前投票(不在者投票)とは？

投票日に仕事などの用事で、投票ができない人は、期日前投票(不在者投票)ができます。

### ■期日前投票の場所

会 場 名
町立文化会館エントランスホール
第6地区分館(出張所)
町西部地区体育館(出張所)

※三股駅多目的ホールでは実施しません。

### ■投票できる人

年齢満18歳以上の日本国民で、欠格条項に該当しない人

### ■次のいずれかに該当する場合は、郵便で投票することができます。

- ①身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、両下肢などに重度の障害がある人  
(一定の条件があります)
- ②要介護認定を受け、その状態区分が「要介護5」の人
- ③特定患者など(新型コロナウイルス感染症患者など)  
「特定患者など」とは、次の条件に該当する人で、公示の翌日から投票日

までの間、宿泊療養施設または自宅などで療養することが見込まれる人です。

- ・感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた人
- ・感染症法・検疫法の規定により隔離、または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている人

※濃厚接触者は対象となりませんのでご注意ください。郵便で不在者投票をする場合の手続きに関しては、事前にご相談ください。

★お問い合わせは、  
町選挙管理委員会

☎:52-1112(直通) にお願ひします。



## ◆動物の愛護について

5月20日に町が管理する敷地内で、洗濯ネットに入った白骨化した猫の死骸が発見されました。また最近、捨て猫が町の公園などで確認されています。

町としましては、このような事態が発生したことを、非常に悲しく残念に思っています。

動物の飼い主は、自分の飼う動物に責任を持って飼ってください。

自身の都合で、動物を捨てるようなことをしないでください。

また、犬や猫などの愛護動物の殺傷、遺棄や虐待をすることは、「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰則がついて禁止されている行為です。

このような悲しいことが起きないように、皆さまのご理解をお願いします。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)  
にお願ひします。

## 募 集

### ◆三股町成人式(仮称)の実行委員を募集しています

令和5年1月5日(木)に実施予定の成人式(仮称)の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る式をつくってみませんか。

やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

※町では、18歳での成人式行事は行わず、従来どおり20歳を対象に行います。

#### ○令和5年三股町成人式(仮称)実行委員募集内容

■募集人数 = 10人程度

■年 齢 = 令和4年4月2日～令和5年4月1日に20歳になる人

■内 容 = ①7月から平日の夜間または土曜・日曜に数回集まり、式の名称、企画・運営などについて話し合います。  
(会議の日は実行委員の都合を考慮して行います。)  
②参加者の中心となって、当日の式典運営を行います。

■応募方法 = 問い合わせ先へお電話ください

■募集締切 = 7月11日(月)



★お申し込み・お問い合わせは、  
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)  
☎:52-9311(直通) お願いします。

### ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。  
希望する人は福祉課 児童福祉係までお問い合わせください。



#### ■仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り、関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時30分 (休憩1時間)
休 日	週休2日(日曜および交代で1日)・祝日・12月29日～1月3日	
募集人員	若干名	
給 与	月額平均 120,000円	
諸 手 当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当	
雇用期間	任用開始日～令和5年3月31日 (社会保険・雇用保険あり。また、勤務実績が良好な場合は再度任用あり。)	

#### ■勤 務 地 =

町内の児童館・児童クラブ

#### ■応募条件 =

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。

★お申し込み・お問い合わせは、  
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)  
☎:52-9060(直通) お願いします。

## ◆令和4年度の自衛官などの募集を行います



自衛隊は、国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わります。近年では、海外での平和貢献活動も行って、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。このように、国民の生命と財産を守り、また、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。

次の日程で、各種自衛官などの試験を実施します。種目ごとに受付時期や試験日が異なるので確認してください。

募集項目	自衛官候補生	
応募資格	18歳以上33歳未満の人	
受付期間	6月18日(土)～9月5日(月)	
試験期日 および場所	筆記試験など	9月17日(土):都城市総合福祉会館など
	口述試験など	9月22日(木)～25日(日)のうち1日:陸上自衛隊都城駐屯地(都城市)

募集項目	一般曹候補生	
応募資格	18歳以上33歳未満の人	
受付期間	7月1日(金)～9月5日(月)	
試験期日 および場所	1次試験	9月17日(土):都城市総合福祉会館など

募集項目	航空学生	
応募資格	海	18歳以上23歳未満の人 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)
	空	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)
受付期間	7月1日(金)～9月8日(木)	
試験期日 および場所	1次試験	9月19日(月・祝):日本生命宮崎駅前ビル(宮崎市)

募集項目	防衛大学校学生(一般)	
応募資格	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)	
受付期間	7月1日(金)～10月26日(水)	
試験期日 および場所	1次試験	11月5日(土)、6日(日):都城市総合福祉会館など

募集項目	防衛医科大学校医学科学生、看護学科学生		
応募資格	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)		
受付期間	医学科学生	7月1日(金)～10月12日(水)	
	看護学科学生	7月1日(金)～10月5日(水)	
試験期日 および場所	1次試験	医学科学生	10月22日(土):日本生命宮崎駅前ビル(宮崎市)
		看護学科学生	10月15日(土):第一生命ビル新館(宮崎市)



★お問い合わせは、  
自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所(陸上自衛隊都城駐屯地内)  
☎:23-3944 をお願いします。

## ◆手話奉仕員養成講座(入門課程)の受講生を募集します

手話を必要とする聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、日常会話程度の表現技術を習得するために、手話奉仕員の養成を行います。

参加を希望する人は、申し込みをお願いします。

講座内容	これまで手話を学んだことがない、簡単なあいさつや自己紹介など、手話の基礎知識を学びたいと考えている人向けの講座です。
日時	8月2日～令和5年3月14日の毎週火曜日 (8月16日、11月22日、12月27日、1月10日を除く) 午前10時～正午 年間28回(閉講式を含む)
場所	町総合福祉センター 元気の杜 三股町大字樺山3384番地2 ☎:52-1246
対象者	高校生以上で聴覚障害者福祉に熱意のある人
費用	年間5,500円(テキスト代含む)
申込方法	福祉課窓口に設置してある申込書に必要事項をご記入のうえ、提出してください。
募集期限	7月15日(金)

★お申し込み・お問い合わせは、  
福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)  
☎:52-9061(直通) をお願いします。



## ◆「日本語サポーター」ボランティアを募集します！

町では、外国人のサポートをするボランティア「日本語サポーター」の登録者を募集します。

日本語教育コーディネーター、日本語教師の皆さんと一緒に活動します。

共通語は「日本語」です。外国語は話せなくてOK！

日本語教室などで、日本で生活するためのアドバイスをしたり、外国の話を聞いたりします。

これまでの教室のテーマは「病院へ行こう」「買い物へ行こう」「方言」「防災」など。

近所で国際交流体験ができるチャンスです。自身の都合がつかうときのみの参加も可能で、学生も大歓迎です！資格はいりません。

### ■活動予定 =

地域日本語教室(宮崎県委託事業)・・・8月から3月まで月1回開催

「にほんごではなそう」(町委託事業)・・・毎週水曜日実施中

※通訳、日本語教師も募集しています！

「日本語サポーター」・「通訳」・「日本語教師」の申し込みは、  
一般社団法人 地球人BASE [chikyujin.base@gmail.com](mailto:chikyujin.base@gmail.com)  
までお願いします。

○名前と簡単な自己紹介を記入してください。

○日本語サポーター・通訳・日本語教師登録者には  
説明会をご案内します。気軽にお申し込みください。



### ★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通) ファクス:52-9724

をお願いします。

## ◆わくわく教室「韓国語教室2」・「ヨガ&ピラティス教室」の受講生を募集します

町教育委員会では、「韓国語教室2」と「ヨガ&ピラティス教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い教室が中止などになる場合があります。

### ■韓国語教室2

●教室の内容 = 面白い韓国ドラマを見ながら楽しく韓国語を学んでみませんか。6月開講の教室が定員を超える申し込みがあったため、新たに別日での開催を計画しました。

●講師 = <sup>キム テーユン</sup>金 泰潤 先生

●開催日時 = 7月23日(土)～12月10日(土)までの第2・第4土曜日  
午後7時～9時(全10回)

●受講料 = 2,500円(講師代)  
※支払い方法は開催決定はがきでお知らせします。

●開催場所 = 町中央公民館 中会議室

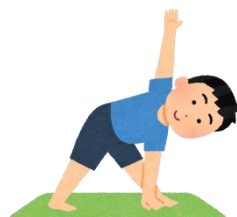
●募集人員 = 15人(募集対象:小学生以上)  
※申込多数の場合は、抽選となります。  
※申込人数が10人未満の場合、受講生の3分の2以上が本町に在住または在勤にならない場合は、開催することができません。



●申込期限 = 7月3日(日)

### ■ヨガ&ピラティス教室

●教室の内容 = 中高年にやさしい健康法です。ヨガの呼吸法で身体を柔らかくほぐして、ピラティスで引きしめます。身体に負担をかけずに、しなやかで引き締まった筋肉がつきます。もともと病院でリハビリ用として発達してきました。姿勢の悪さや左右



の歪みを調整し、体幹の筋肉を整えます。代謝が高まり、腰痛、肩こり、冷え性なども改善されます。

※ピラティスは、インナーマッスルを中心に鍛えるエクササイズです。

●講師 = <sup>つるぎだ かよこ</sup>剣田 加代子 先生

●開催日時 = 8月8日(月)～令和5年1月30日(月)までの第2・4月曜日  
(10月10日、12月26日を除く)  
午後1時30分～3時30分(全10回)

●受講料 = 2,500円(講師代)  
※支払い方法は開催決定はがきでお知らせします。

●開催場所 = 町中央公民館 和室

●募集人員 = 10人(募集対象:成人男女)  
※申込多数の場合は、抽選となります。  
※申込人数が10人未満の場合、受講生の3分の2以上が本町に在住または在勤にならない場合は、開催することができません。



●申込期限 = 7月18日(月)

### ■申し込み方法

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出かファクスでの送信も可能です。電話での申し込みはできません。

窓口での受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。

また、電子申請も可能です。



韓国語教室2



ヨガ&ピラティス教室

★お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)

☎:52-9311(直通)、ファクス:52-9724 にお願ひします。

## ◆都城高専教養講座「刃物と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します

■講座内容 = 刃物や砥石の種類などを学習したり刃先の状態を顕微鏡で確認して刃物に関する基礎知識を学習し、参加者が実際に刃物を研いで切れ味を確認します。

■開催日時 = 7月21日(木)～7月22日(金) 全2回予定

回	日 時	内 容
1	7月21日(木) 午後6時～9時	刃物や砥石の種類を知り、研ぎ方の基礎知識を学ぼう
2	7月22日(金) 午後6時～8時	実際に包丁を研いで切れ味を確認しよう

※開催日によって開講時間が異なりますのでご注意ください。

日程は都合により変更することがあります。

■募集人員 = 10人 ※申し込み多数となったときには、抽選とする場合があります。

■場 所 = 都城高専 専攻科研究棟2階 多目的ホール、実習工場

■申込期間 = 6月16日(木)午前9時～7月4日(月)必着  
※申込開始日以前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。

■講習料 = 無料  
※別途、参加料(保険料・材料費など)として1,500円が必要です。

■持参物 = 自宅で使用している包丁を3～4本(1日目、2日目の両方)

■申込手続 = ファクス、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込みます。電話での申し込みはできません。

※新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止または延期する場合があります。

★お申し込み・お問い合わせは、

都城高専 総務課企画係 (受付時間:平日 午前8時30分～午後5時)

☎:47-1306

※募集案内および受講申込書は

都城高専公式サイトからダウンロードができます。



都城高専  
公式サイト



講座の申し込み  
はこちらから

## ◆女性消防団員を募集します

町では現在、女性消防団員の募集を行っています。女性消防団員は、男性の消防団員と活動が異なり火災発生時の消火活動は行いませんが、消防関係の式典の支援や防火に関する広報活動などを通して消防団の活性化や地域防災力の向上に取り組みます。

興味がある人はぜひ、ご連絡ください。

■定 員 = 10名

■入団できる人 =

町内に在住、または町内に勤務している18歳以上の人

■主な活動内容 =

- 消防式典や行事への参加、支援活動
- 防火などに関する広報活動
- 災害時における避難所運営補助、後方支援活動 など

■処遇について =

三股町消防団条例に関する条例に基づき報酬などを支給します。



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階②番窓口) ☎:52-1110(直通)

をお願いします。



お知らせ

◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります

国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は免除や納付猶予の制度があります。

★令和4年4月分～令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。

		納める保険料月額	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額	
納付		16,590円			全額、年金額に反映されます	
免除	全額免除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主 の所得を審査	受給資格期間に入ります	免除した期間は、 年金額に	2分の1
	4分の3免除 (4分の1納付)	4,150円				8分の5
	半額免除 (半額納付)	8,300円				4分の3
	4分の1免除 (4分の3納付)	12,440円				8分の7
納付猶予 [50歳未満]		0円	申請者本人・配偶者の 所得を審査		年金額に反映されません	
未納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません	



しあわせくん 咲子ちゃん

4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合、表中の保険料を納付しなければ「未納期間」となります。

免除・納付猶予を受けた期間に応じて将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

免除された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給加入期間に算入されます。

年金額を満額に近づけるためにも、免除などの承認を受けた期間の保険料は10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。(追納は3年度目からは保険料に加算がつきます)

◎免除・納付猶予の申請方法

■申請に必要なもの：

- ①マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ②失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類

（書類の例）離職票・雇用保険受給資格者証・罹災証明書など

※注意：申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。

■申請開始日：7月1日(金)

■受付場所：町民保健課 国保年金係(役場1階 ③番窓口)  
または、都城年金事務所

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 ☎:52-9631(直通)

都城年金事務所 ☎:(代)23-2571 お願いします。

## ◆屋外・屋内でのマスク着用についてお知らせ

新型コロナウイルス感染症予防としてのマスク着用の新たな基準が発表されています。

引き続き、感染リスクや場面に応じて、マスクの適切な着用をお願いします。

■高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう（体調不良時の出勤・移動はお控えください）

■夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でのマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します

### マスク着用について（屋外：原則、必要なし）

屋外	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	 2m以上 <b>マスク必要なし</b>	 <b>マスク着用推奨</b>
会話をほとんどしない	 公園での散歩やランニング、サイクリングなど <b>マスク必要なし</b>	 徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面 <b>マスク必要なし</b>

### マスク着用について（屋内：原則、着用推奨）

屋内	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	 2m以上 <b>マスク着用推奨</b>	 <b>マスク着用推奨</b>
会話をほとんどしない	 距離を確保して行う読書、芸術鑑賞 <b>マスク必要なし</b>	 通勤ラッシュや人混みの中など <b>マスク着用推奨</b>

出典：宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト

## ■子どものマスク着用について

新型コロナウイルス感染症対策

# 子どものマスク着用について

人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合には、マスクを着用する必要はありません。また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めていません。

### 就学児について

（小学校から高校段階）

### マスク着用の必要がない場面



#### 屋外

- ・人との距離が確保できる場合
  - ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

#### 屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

### 学校生活

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

### 保育所・認定こども園・幼稚園等の

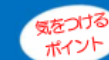
### 就学前児について

#### 2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

#### 2歳以上の就学前の子ども

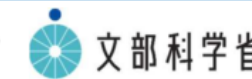
他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



- ▶夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
  - ▶マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
- ※その他世帯の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



新型コロナウイルス感染症予防のために  
(厚生労働省HP)



新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について：  
幼小中高・特別支援学校に関する情報  
(文部科学省HP)



出典：厚生労働省ホームページ

★お問い合わせは、

町コロナワクチンコールセンター ☎:51-5670

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く） お願いします。

## ◆長田・梶山・宮村に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています

町内には将来、人口減少が心配される小学校区(長田・梶山・宮村の各小学校区)があります。町ではこうした過疎地域へ移り住む人に、4種類の「過疎地域定住促進奨励金」を交付しています。詳しい内容・条件などはお問い合わせください。

### 1. 新築・購入奨励金

■対象 = ①～③の条件を全て満たす人

- ①過疎地域以外(町内外を問いません)から過疎地域へ引っ越した人  
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。
- ②夫婦の年齢合計が満100歳までの人
- ③引っ越してから1年以内に70平方メートル以上の住宅を建築・購入した人

■交付額 =

- ①小学生以下を扶養:80万円      ②「①」以外:40万円
- ※それぞれ3年に分けて交付します。

### 2. 転入・転居奨励金

■対象 = ①～②の条件を全て満たす人

- ①過疎地域以外(町内外を問いません)から過疎地域に引っ越した人  
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。
- ②小学生以下を扶養している人

■交付額 =

- 小学生以下の扶養人数が、  
1人の場合:10万円    2人の場合:15万円    3人以上の場合:20万円  
※それぞれ3年に分けて交付します

■注意事項 =

- ・交付を受けるには申請が必要です。
- ・引っ越してから6カ月を経過しなければ申請できません。
- ・申請できるようになって(基準日)から、6カ月以内に申請をしてください。
- ・交付にはほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



### 3. 定住奨励金

■対象 = ①～③の条件を全て満たす人

- ①過疎地域から過疎地域へ転居した人、もしくはもともと過疎地域に住んでいる人で、70平方メートル以上の住宅を新築または購入した人
- ②夫婦の年齢合計が満100歳までの人
- ③小学生以下を扶養している人

■交付額 =

1世帯につき固定資産税額相当額×3年 ※交付上限額30万円(10万円/年)

■注意事項 =

- ・固定資産税の年税額を完納後に申請が必要です。
- ・固定資産税を初めて課税された年度の3月末日から6カ月以内に申請してください。

### 4. 長田小学校区内保育園奨励金

■対象 = 長田小学校区内にある保育園に乳幼児を入園させ、卒園後は長田小学校への入学を予定している保護者

■交付額 = 乳幼児1人につき 保育園利用者負担額の2分の1  
交付上限額:18万円/年(1万5,000円/月)

■注意事項 =

- ・保育園利用者負担額の半年分を完納後に申請してください(年2回交付)。

**注意!** 過疎地域定住促進奨励金の内容が一部変更になります。

<変更点> (※広報みまた令和4年2月号で告知した内容と同じです。)

①令和5年4月1日から宮村小学校区は、対象外とします。

※宮村小学校区は、近年人口増加の傾向にあり、当面複式学級の見込みがなくなったことから、過疎地域定住促進奨励金の対象外とします。

②令和5年4月1日から「三股町土砂災害・洪水ハザードマップ」に指定されている土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に建築された家屋は、命に危険を及ぼす土砂災害などが心配されるため対象外とします。

※①②について、令和5年3月31日までに転入・転居した場合は奨励金の対象となります。詳細は、お問い合わせください。

★お問い合わせは、  
企画商工課 企画政策・デジタル推進係(3階 ②番窓口)  
☎:52-1114(直通) お願いします。



お問い合わせは  
こちらから

## ◆令和4年度共同募金助成金の要望を受け付けています

町共同募金委員会では、10月から12月に実施する共同募金運動の助成に係る要望書を受け付けます。

助成金を要望する団体は、次のとおり提出してください。

■助成金対象事業 = 地域住民の福祉の向上に役立つ事業で、寄付をいただく町民の協賛が得られ、喜ばれる事業。

なお、助成金は翌年度(令和5年度)配分となります。

■応募方法 = 窓口で直接書類を渡しますので、事務局にお越しください。

■応募締切 = 8月5日(金)午後5時(期日厳守)



★お問い合わせは、

宮崎県共同募金会 三股町共同募金委員会

※事務局 三股町社会福祉協議会

☎:52-1246 ファクス:52-8194 お願いします。



## ◆6月23日(木)～29日(水)は、「男女共同参画週間」です

男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることから、毎年6月23日～29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

本年度のキャッチフレーズは公募で決まった下記のとおりです。

「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ

男性と女性が、職場や学校、地域や家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



町では、期間中、町役場ロビーでパネル展示などを行います。また町立図書館に、特設コーナーを設置します。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通) お願いします。



## ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

### ■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

### ■補助対象装置 =

#### ①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

#### ②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

#### ③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

### ■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

### ■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

### ■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

## ◆災害に備えて準備をしましょう

出水期となり、大雨や台風などの災害リスクが高まる季節となりました。次の事項を確認し、普段から災害に備えて準備をしておきましょう。

### ■情報を確認する =

- ・自分の居住地区、避難所や避難ルートが災害警戒区域に入っているかどうかなどをあらかじめハザードマップなどで確認しておきましょう。
- ・ハザードマップは町役場2階の総務課にて無料配布を行っているほか、町の公式サイトからも確認できます。
- ・テレビやラジオ、インターネットなどを活用し、情報の収集に努めましょう。また、「三股町防災ポータル」や「三股町防災アプリ」では避難情報の発令状況や、避難所の開設状況などが確認できます。



三股町防災ポータルサイト



三股町防災アプリ(iOS)



三股町防災アプリ(android)

### ■非常持ち出し品の準備 =

避難をする場合に備えて、普段から非常持ち出し品を準備しておきましょう。持ち出し品は家族構成に合わせて必要最小限に絞り込み、目に付きやすいところに置いて災害に備えましょう。

#### <非常持ち出し品の例>

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、その他の重要書類など
衣類等	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴、おくすり手帳など
日用品	マスク、消毒液、手袋、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
あると便利なもの	ウエットティッシュ、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具、ハザードマップなど
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー、緊急時の家族・親せきの連絡先など

### ■「避難」とは「難」を「避」けること =

- ・「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。
- ・避難をする場合は、避難先として指定避難所だけでなく、安全な親せき・知人家やホテルなどに避難することも選択肢に加えましょう。

### ■避難情報の発令基準について =

- ・令和3年5月20日から、避難情報の発令基準が以下のように変更となりました。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

- ・「避難勧告」が廃止され、これまでの「避難勧告」のタイミングで「避難指示」が発令されるようになりました。危険な場所にいる人は、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら全員避難を開始してください。
- ・高齢の人や障がいのある人、妊婦の人や乳幼児のいる家庭など避難に時間がかかると思われる人は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

### ★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。



## ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻<sup>ひんぱつ</sup>発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

### 1.耐震診断

#### ■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

#### ■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

#### ■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

#### ■耐震診断の棟数 =

2棟

※定数になり次第、締め切ります。



### 2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

#### ■補助額 =

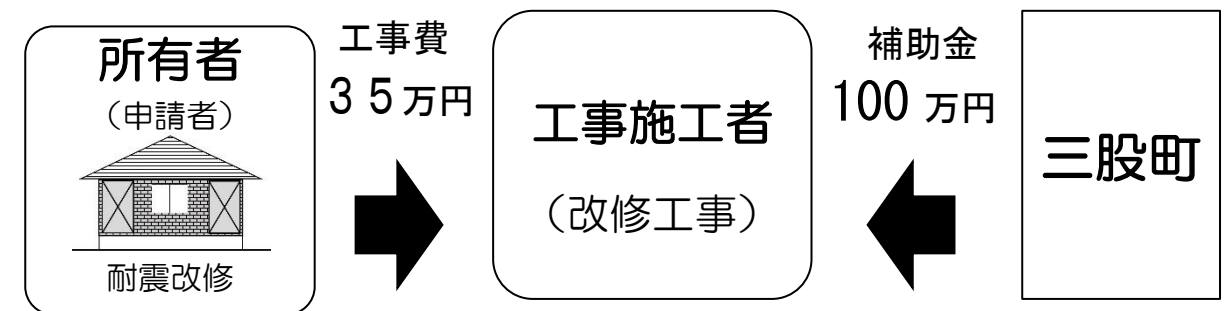
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

#### ○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円のと)



※消費税は申請者負担となります。

#### ■耐震改修などの棟数 =

2棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。



## ◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

### ■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4m以上のもの
- ひび割れ、傾きや、ぐらつきのあるものなど

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

### ■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80cm以下とすること)

### ■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

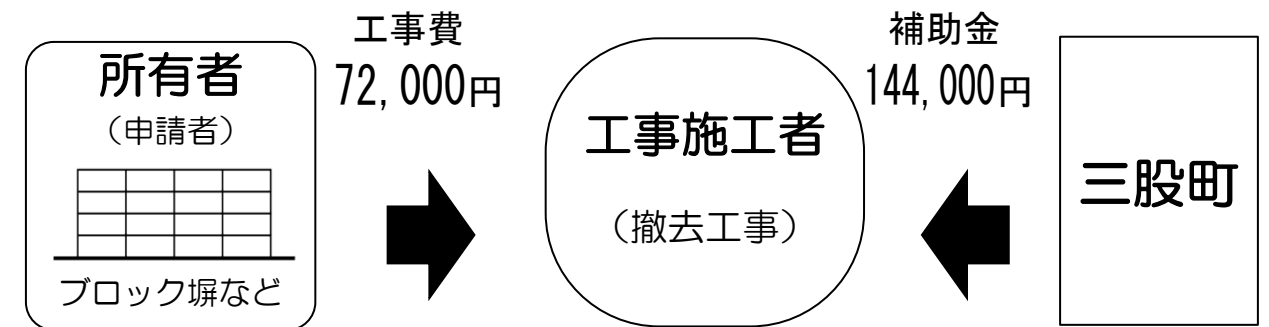
※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

- ① 一つの敷地につき14万4,000円
- ② 撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③ 除却費用の見積額に3分の2を乗じた額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

### ○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用 21万6,000円 のとき)



※消費税は申請者負担となります。

### ■ブロック塀などの除却の件数 =

3件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通) お願いします。



◆新型コロナワクチン接種を1回も受けていない人へお知らせ  
です

新型コロナワクチン接種を1回も受けていない人へ次の  
内容のハガキを5月末に送付しています。

受付期間は6月30日(木)までです。接種を希望する人は  
期間内にお申し込みください。



**【重要】** コロナワクチン接種を  
1回も受けていない方へ

接種を希望する方は、①インターネットから、または②電  
話でご連絡ください。

ワクチンの関係で、6人揃った段階で、町から医療機関  
へ依頼をするため、調整にお時間をいただきます。

※ワクチンは当面はファイザー社製ですが、  
今後のワクチンの供給状況により変更する場合があります。

2回目の日程は、「1回目接種日の3週間後の同じ曜  
日」となります。申請時に希望の曜日をお知らせください。

※無料で接種できるのは、9月30日(金)までです。

① インターネット

こちらから →  
申請してください。



② 電話:コロナワクチンコールセンター

0986-51-5670

9:00~16:00(土日・祝休み)

※5月13日時点で本町に接種履歴のない18歳以上の方(今年度  
18歳になる方を含む)にお送りしています。行き違いの場合は  
ご容赦ください。

三股町健康管理センター



★お問い合わせは、

町コロナワクチンコールセンター ☎:51-5670

受付時間:午前9時~午後4時(土・日・祝日を除く) お願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は  
「町内一斉消毒の日」です

先月、群馬県の養豚場において豚熱の患畜が確認され、また、山口県内では、野  
生イノシシの感染が拡大しており、本地域への侵入リスクはますます高まってい  
ます。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意  
識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と  
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

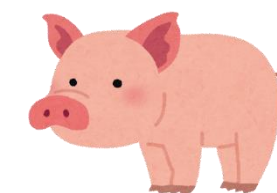
- ① 長靴の履き替え  
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルス  
の侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検  
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制  
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運  
搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存してお  
きましょう。
- ④ 早期発見・早期通報  
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所  
(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。  
農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)

☎:52-9088(直通) お願いします。



## ◆7月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■7月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：7月20日(水)                  時 間：《午後1時30分～3時》                  ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：7月27日(水)                  ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。                  ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>注意①：</b> サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。  <b>注意②：</b> 金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>○処理料金は現金支払いです。                  ○処分場内は徐行運転で走行してください。                  ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。                  本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

**農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」**

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

## ■農業用廃棄プラスチックの分別方法

**分別が徹底されていない場合  
持ち込みをお断りします**

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">農ビ</span>マーク入りのもの</li> <li>・透明の農ビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10～15kgのつづら折りにする。</li> <li>・サイドの耳ひもは取り除く。</li> <li>・農ビ以外のものを混入しない。</li> </ul>

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・軟質ポリ</li> <li>・ポリ系フィルム</li> <li>・不織布、灌水チューブなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。</li> </ul>

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート</li> <li>・サイレージネット</li> <li>・ポリ製農薬容器</li> <li>・水稻用育苗箱</li> <li>・農業用タンクなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。</li> <li>・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。</li> </ul>

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。  
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) にお願ひします。

## 相 談

### ◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】7月22日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <b>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</b> ・消費生活に関する法律相談です <b>(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)</b> 。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、  
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999  
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

### ◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

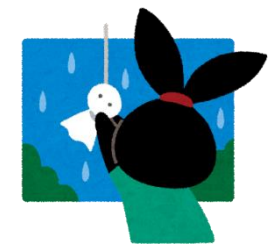
期 日	7月4日(月)	7月19日(火)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、  
総務課 行政係(2階 ②番窓口)  
☎:52-1112(直通) をお願いします。



## ◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

### ■特設人権相談 =

期 日	7月7日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	ぼぼ しんご 馬場 真吾、くろき まさひろ 黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

### ■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



## ◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	7月20日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は <b>予約制</b> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祭日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

